

## 令和8年度 健康福祉委員会資料

### 1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (3) 議案第77号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第77号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

健康福祉局  
(令和8年5月27日)

# 議案第 77 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 条例改正に係る法令・背景

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

## 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 の法令の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業者は、児童対象性暴力等を防止するとともに、児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するために、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするため、規定を改めるもの
- (2) その他所要の規定を整備するもの

## 3 施行期日

令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行

## 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第54号</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止等)</u></p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第54号</p>
<p><u>第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p>	<p><u>第47条 削除</u></p> <p>(準用)</p>
<p>第60条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条</u>並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第40条中「利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>第60条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第40条中「利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>
<p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第79条において準用す</p>	<p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から<u>第46条まで、第48条から</u>第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>る第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第79条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準 (準用)</p>	<p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準 (準用)</p>
<p>第79条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。</p>	<p>第79条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から<u>第46条まで、第48条から</u>第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。</p>
<p>第6節 基準該当通所支援に関する基準 (準用)</p>	<p>第6節 基準該当通所支援に関する基準 (準用)</p>
<p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第61条から第62条の2まで、第73条及び第78条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員」とあるのは「利用定員」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第61条から第62条の2まで、第73条及び第78条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員」とあるのは「利用定員」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び</p>	<p>(準用)</p> <p>第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び</p>

改正後	改正前
<p>第7項を除く。) 、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第51条まで、第52条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 保育所等訪問支援 (準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第51条まで、第52条第1項、第54条から第56条まで及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害</p>	<p>第7項を除く。) 、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 保育所等訪問支援 (準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第54条から第56条まで及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及び</p>

改正後	改正前
<p>児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。</p>	<p>その保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。</p>